

新潟市告示第 3 8 3 号

市道路線の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，次の市道路線の供用を開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市江南区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 5 月 2 0 日

新潟市長 篠 田 昭

路 線 名	区 間	供用開始年月日
東 8 - 2 7 3 号線	新潟市江南区丸山ノ内善之丞組 670 番 1 地先から	平成 1 9 年 5 月 2 0 日
	新潟市江南区西山 1010 番 2 地先まで	